

新型コロナウイルス感染症対策による学校園の臨時休業措置に伴い
勤務することが困難な場合の休暇等の取扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として実施されている学校園の臨時休業に伴い、職員が子どもの世話のために勤務することが著しく困難であると認められる場合の休暇等について、以下のとおり取り扱うこととする。

《休暇等の取扱い》

- 対象職員 全職員（非常勤職員、短期臨時職員を含む）
- 取得期間 春休み期間が始まるまでの各学校園の臨時休業措置がとられている期間
- 対象となる子ども
臨時休業措置を受けている幼稚園、保育所等、小学校及び特別支援学校（中学校及び高等学校の特別支援学級を含む。）に通学等する子ども

○休暇種別

- ① 学校園等が臨時休業となり子どもの世話のため、勤務することが著しく困難であると認められる場合

取得条件 同居の家族、近隣の親族等において子どもの世話を行うことが出来ず、勤務することが著しく困難であると認められる場合

休暇の取扱い 特別休暇として取り扱う

- ・取得方法 … 取得に際して事前に所属長へ報告を行ってください。その際、特に、状況及び休暇等が必要となる期間は詳細に説明し、休暇の承認を得てください。
- ・添付資料 … 子どもの年齢が確認できる書類、学校園等の臨時休業等が確認できる書類
- ・取得単位 … 1日、半日及び時間単位

- ② 子どもの世話を行う施設等（職員の親族の自宅等）へ対象となる子どもを送迎する場合

取得条件 下記の条件を共に満たした場合

- ・同居の家族において子どもの世話を行うことが出来ない場合
- ・近隣の親族の自宅等において子どもの世話を受けるために、子どもを送迎することで勤務することが出来る場合

休暇の取扱い 特別休暇として取り扱う

（始業時又は終業時に必要と認められる時間を取得可能とする。）

- ・取得方法 … 送迎先、子どもの世話を受けられる時間について、事前に所属長へ報告することが必要となります。
- ・添付資料 … 特別休暇願（送迎）、子どもの年齢が確認できる書類、学校園等の臨時休業等が確認できる書類
- ・取得単位 … 時間単位

テレワークの活用

上記休暇等の取得の他、テレワーク（在宅勤務）の試験実施を行っています。
テレワークを積極的に活用し、業務への影響軽減や感染症拡大防止に協力してください。